

基本目標Ⅲ

暮らしと溶け合う心地よい生活環境づくり

1 豊かな自然環境と共生の環境づくり	担当課
(1) 貴重な自然環境の保全	産業振興課
(2) 秩序ある土地利用による市街地の整備と快適な住宅の整備	総務課
(3) ごみの減量化と適正な処理	町民課
(4) 良質な水道水供給と自然環境へ負荷の少ない排水・し尿処理	建設課
(5) 公園・広場の整備と自然と調和した景観整備	総務課
2 利便性を高める交通と情報	担当課
(1) 道路網の整備	建設課
(2) 交通の確保	総務課
(3) 情報ネットワークの整備	町民課
3 町民の安全・安心な暮らしの確保	担当課
(1) 災害防止対策の推進	総務課
(2) 消防・救急体制の充実	消防署
(3) 交通安全・防犯体制の推進	総務課
(4) 消費者対策の充実	産業振興課
(5) 冬季生活の向上	建設課

政 策	施 策	
1 豊かな自然環境 と共生の環境づ くり	(1) 貴重な自然環境の保全	Ⅲ-1-(1)
	(2) 秩序ある土地利用による市街地の整備 と快適な住宅の整備	Ⅲ-1-(2)
	(3) ごみの減量化と適正な処理	Ⅲ-1-(3)
	(4) 良質な水道水供給と自然環境へ負荷の 少ない排水・し尿処理	Ⅲ-1-(4)
	(5) 公園・広場の整備と自然と調和した景 観整備	Ⅲ-1-(5)

貴重な自然環境の保全

担当課：産業振興課

連携課：総務課・町民課・建設課・教育委員会

〈現状および課題〉

本町は、緑やきれいな空気に囲まれ、利別川の上流に位置し、陸別川や斗満川など、水辺の環境に恵まれており、雄大な景観と貴重な自然がたくさん残されています。

地球温暖化やオゾン層の破壊など未来の地球環境に対する大きな負の遺産が問題となっているなか、現在の陸別町のためだけではなく未来の地球への財産として、この自然を保全し続けることが重要な役割となります。

もう一度、町の財産である自然環境を見直し、その大切さを理解しながら、町民一人ひとりが自然に配慮し、守りながら暮らすことが大切です。

また、限りある化石エネルギーの有効活用やリサイクルをこころがけ、省エネルギー推進や環境負荷の少ない新エネルギー（クリーンエネルギー）の積極的な活用を図る必要があります。

〈基本方針〉

森林や動植物の生息状況など現状を認識しながら、自然と調和できるまちづくりを進め、今ある自然の保全を町民と共に取り組みます。また、町民の自然保護意識や循環型社会に向けたエネルギーの有効利用を進めます。

〈主な施策〉

①自然環境の保全

・ 環境保全の推進

自然環境について、陸別町を中心として経済団体や事業所と連携して長期的なビジョンを持って保全に努めます。

・ 農業・林業との連携による環境保全

陸別町の基幹産業である農業・林業が、環境にやさしい経済活動が行えるように支援・啓発を積極的に行います。

・ 自然環境保全活動に対する支援

町民や企業が取り組む自然環境保全活動に対する支援を積極的に行います。また、町民同士や企業間の連携機会の提供を行います。

②省エネルギー・新エネルギーの推進

・ 公共施設における新エネルギーの導入の検討

町内公共施設等において、太陽光発電や木質チップボイラーの導入など自然環境にやさしいエネルギーの活用を検討します。

・ 企業や町民のクリーンエネルギーの利用への支援

町全体の地球環境保全に対する取り組みとして、企業や各家庭におけるクリーンエネルギーの利用に対して支援を行います。

③自然環境への意識高揚

・ カーボンオフセットの普及

低炭素社会実現のため、経済活動や住民生活の中で、カーボンオフセットを意識した生活スタイルの普及を推進します。

・ 学習機会の提供

自然環境に関する学習の機会をつくり、省エネルギーや新エネルギーの取り組みへの意識の高揚を図ります。

・ 広報活動の推進

広報紙などを通じて、町民の自然環境に対する意識の高揚を図ります。

政 策	施 策	
1 豊かな自然環境 と共生の環境づ くり	(1) 貴重な自然環境の保全	Ⅲ-1-(1)
	(2) 秩序ある土地利用による市街地の整備 と快適な住宅の整備	Ⅲ-1-(2)
	(3) ごみの減量化と適正な処理	Ⅲ-1-(3)
	(4) 良質な水道水供給と自然環境へ負荷の 少ない排水・し尿処理	Ⅲ-1-(4)
	(5) 公園・広場の整備と自然と調和した景 観整備	Ⅲ-1-(5)

秩序ある土地利用による市街地の整備と住宅の整備

担当課：総務課

連携課：建設課

〈現状および課題〉

本町では平成12年に策定した「第4期陸別町総合計画」の土地利用の方向性に基づき、美しい街並みと、機能性の高い街を目指し、計画的な土地利用を行ってきました。

しかしながら、急激な人口減少により、市街地の空き家、空き地、空き店舗が増加しており、特に未使用となった建物については、老朽化により破損が進み、安全面や景観面において大きな問題となっております。平成10年度から実施されている景観形成事業により空き家の解体は進んでいますが、未使用の店舗・事務所や所有者不在の空き家の解体は進まない状況にあり、それらの対策について検討する必要があります。

継続的に施設や、機能の適正配置・機能分担を図り、時代に対応しながら総合的かつ計画的な土地利用と市街地整備に努めます。

さらに定住を促すための、快適な住環境の整備や公営住宅の整備を進めると共に長寿社会に向けた住環境の改善など各世代の生活様式に見合った住環境を整え、定住化を促していくことが重要です。

〈基本方針〉

有効な土地利用や監視・指導の強化を図り、計画的に土地利用を進めます。市街地においては、美しい街並みづくりを継続的に進めると共に、誰もが住みよい町と考えるような住環境の整備を進めます。

〈主な施策〉

①計画的な土地利用

- ・住民合意による土地利用

町民誰もが潤いある生活を送るために、住民合意による秩序ある土地利用を進めます。

- ・土地取引の適正化

土地利用に関する諸法令の適正な運用により、秩序ある土地利用を促進します。

- ・公共未利用地の活用

未利用地の民間活用や売却など幅広い活用方法を検討します。

②市街地整備の促進

- ・市街地の活力の増加

市街地の活力の増加のため、空き店舗や空き地の、公共的な利用を含めた、有効な利用方法について検討します。

- ・市街地の町並み整備

憩いの場や歩道のバリアフリー化を進め、誰もが安心して集える市街地づくりを進めます。また、老朽化して未利用となった家屋の解体を進めます。

③快適な住宅環境の整備

- ・快適な住宅の推進

定住促進のため陸別町による宅地の造成を進め、快適な住宅環境を提供します。また、住宅に関する情報提供や相談場所の設置により、多様な生活様式に対応した住環境づくりを進めます。

- ・公営住宅等の計画的な整備

「陸別町公営住宅ストック活用計画」に基づき、将来を見据えた公営住宅の建設や維持管理・修繕を計画的に進めます。

- ・公営住宅等の適切な管理

住宅周辺環境の向上や入居者の適正使用の推進、家賃の100%収納を進めます。

④自然と調和した住環境づくり

- ・陸別産木材利用の推進

公共施設や一般の建物において陸別産カラマツ材の使用を推進します。

- ・環境に配慮した住宅環境の普及

環境にやさしい材料を利用した住宅や、省エネ住宅などの普及を促進します。

政 策	施 策	
1 豊かな自然環境 と共生の環境づ くり	(1) 貴重な自然環境の保全	Ⅲ-1-(1)
	(2) 秩序ある土地利用による市街地の整備 と快適な住宅の整備	Ⅲ-1-(2)
	(3) ごみの減量化と適正な処理	Ⅲ-1-(3)
	(4) 良質な水道水供給と自然環境へ負荷の 少ない排水・し尿処理	Ⅲ-1-(4)
	(5) 公園・広場の整備と自然と調和した景 観整備	Ⅲ-1-(5)

ごみの減量化と適正な処理

担当課：町民課

連携課：

〈現状および課題〉

生活の利便性が高まるにつれ、家庭から出されるごみの種類が多様化しています。その処理方法についても自然環境や人などへ与える影響が問われ、ごみの減量化やリサイクルへの取り組みに対する関心が高まっています。

国は、「循環型社会形成推進基本法」「家電リサイクル法」「食品リサイクル法」により、限りある資源の消費抑制や再利用などによる、循環型社会を目指した施策を進めています。

本町においては、ごみ収集の17分別や資源ごみ以外のごみや、粗大ごみ、事業所ごみの有料化により、ごみ資源の再利用や減量化を図っています。

今後も、ごみの減量化と再資源化等の適正な処理を進めるために、町民の意識向上のための啓蒙活動を進めると同時に、町民・事業者・町がそれぞれの役割を担いながら、限りある資源や環境の保全をふまえ、将来に向け持続可能な社会をつくる必要があります。

〈基本方針〉

町民自らの取り組みとして、ごみの減量化や再資源化を推進します、また、資源が循環する環境づくりに、力を注いでいきます。

〈主な施策〉

①ごみ減量化の推進

- ・ 広報紙や学校教育・生涯学習の中で、町民一人ひとりがごみを減らす意識を高めるために意識啓発を進めます。

②ごみ収集の適正化

- ・ 正しいごみ分別方法の普及・啓発を推進します。また、不法投棄を防止するための体制を強化します。
- ・ 池北三町行政事務組合で運営している銀河クリーンセンターの適正で安全な処理体制の推進に努めます。

③リサイクル（再使用）の取り組み

- ・ 不用品の交換や修理など、リサイクルに対する知識の普及と啓発活動を促進します。
- また、地域内でのリサイクル市や不用品の交換の場の提供などの取り組みを支援します。



政 策	施 策	
1 豊かな自然環境 と共生の環境づ くり	(1) 貴重な自然環境の保全	Ⅲ-1-(1)
	(2) 秩序ある土地利用による市街地の整備 と快適な住宅の整備	Ⅲ-1-(2)
	(3) ごみの減量化と適正な処理	Ⅲ-1-(3)
	(4) 良質な水道水供給と自然環境へ負荷の 少ない排水・し尿処理	Ⅲ-1-(4)
	(5) 公園・広場の整備と自然と調和した景 観整備	Ⅲ-1-(5)

良質な水道水供給と自然環境へ負荷の少ない排水・し尿処理

担当課：建設課 連携課：町民課

〈現状および課題〉

生活様式の変化や生活水準の高度化に伴った安定的な水供給は、住民生活や産業振興の上で大変重要です。最上流部にある本町は水資源には恵まれています、より質の高い水道水へのニーズに対応した水質の確保や、災害時を含めた安定的な供給体制の充実を図ることが必要です。

下水道は衛生的で快適な生活環境を確保し、河川などの水質保全を図る上で重要な施設です。供用区域内における加入促進や、下水道処理区域外での合併浄化槽の普及推進などの対応が今後の課題となっています。

また、し尿処理においては、十勝圏複合事務組合を通じた処理体制により進めています、公共下水道事業に伴う水洗化の普及が高まるにつれ、事業対象の縮小が考えられます。

一方では、公共下水道事業の及ばない地域における継続的な処理体制の充実も必要であり、環境の変化に対応した事業の推進が求められます。

〈基本方針〉

安全で安定した水を供給できる水道施設の整備・更新、下水道施設の整備・更新を計画的に進めます。

また、下水道処理区域内における下水道加入促進を積極的に行います。

〈主な施策〉

①水道事業の推進

- ・ 水源域の確保

水源域の整備による良質な水源の確保に努めます。

- ・ 水道水供給体制の強化

安定した水道水供給のために、計画的な施設・設備の改修・更新を進めます。
また未普及区域の解消を図ります。

- ・ 非常時の給水対策

災害非常時に対応する給水対策の強化を図ります。

- ・ 水道事業の健全運営

受益者負担の適正化などによる水道事業の健全運営を推進します。

②適正な排水処理

- ・ 下水道施設等の整備

適切な管理による施設の長寿命化に努めると共に、計画的に施設の再整備を進めます。

- ・ 水洗化の促進

下水道事業の供用開始区域内における未加入者への加入促進を図ります。

- ・ 下水道供用開始区域外における適切な排水処理・し尿処理を促進します。

- ・ 下水道事業の供用開始区域内における、未加入者に対して、適正な排水処理、し尿処理についての指導を推進します。

政 策	施 策	
1 豊かな自然環境 と共生の環境づ くり	(1) 貴重な自然環境の保全	Ⅲ-1-(1)
	(2) 秩序ある土地利用による市街地の整備 と快適な住宅の整備	Ⅲ-1-(2)
	(3) ごみの減量化と適正な処理	Ⅲ-1-(3)
	(4) 良質な水道水供給と自然環境へ負荷の 少ない排水・し尿処理	Ⅲ-1-(4)
	(5) 公園・広場の整備と自然と調和した景 観整備	Ⅲ-1-(5)

公園・広場の整備と自然と調和した景観整備

担当課：総務課

連携課：町民課・産業振興課・建設課

〈現状と課題〉

森林や豊富な緑を背景とした本町には、町民のコミュニケーションの場としての公園や、季節を伝える花やみどりにあふれる風景が多くあり、暮らしの中に、うるおいを与えてくれます。

駅前多目的広場・イベント 広場は町民の憩いの場や、お祭りの会場として多くの方に親しまれています。

今後も、この心地よい環境を守るために、町民一人ひとりが、日常的に美化活動に取り組むことが重要となってきます。

また、緑や季節の彩りを基調とした景観づくりを進めることにより、本町における生活にうるおいを与えることが必要です。

〈基本方針〉

既存の公園を、多くの人が集まり、憩える場として整えると共に、町有林内、市街地の空き地などを活用した新たな憩いの場づくりを進めます。また、町民による緑化や花いっぱい運動、美化活動を促し、うるおいある環境を創出していきます。

〈主な施策〉

①憩いの場づくり

・既存公園の利用促進・環境整備と町民の憩いの場としての利活用

多目的広場やイベント広場などの既存の公園利用促進環境整備を進め、町民の憩いの場としての利用を促進します。

・憩いの場づくり

市街地の空き地などを活用した憩いの場づくりを促進します。

・水鳥などが、生息しやすい水辺公園として、自然環境と調和の取れた、河川の保全に努めます。

②緑化の推進

・農村地域における花壇の整備を促進します。

・苗や種子の無料配布などを進め、統一的なテーマのもとで進める植栽活動を促進します。

③環境美化意識の啓発

・広報紙などを通じた啓発事業を推進します。

・自宅周りの清掃・不快昆虫の処理やペットのふん尿処理など、町民の自主的活動を促進します。

・自治会や団体組織などによる公共的な場所における、緑化・花いっぱい運動や維持管理への支援をします。

政 策	施 策	
2 利便性を高める 交通と情報	(1) 道路網の整備	Ⅲ-2-(1)
	(2) 交通の確保	Ⅲ-2-(2)
	(3) 情報ネットワークの整備	Ⅲ-2-(3)

道路網の整備

担当課：建設課

連携課：総務課

〈現状と課題〉

本町の道路網は、十勝地方と網走地方を結ぶ国道242号と2本の主要道道〈北見白糠線・津別陸別線〉、3本の一般道道〈苫務陸別停車場線・斗満小利別停車場線・上斗満大誉地線〉が整備されており、広域道路網を補完しています。さらに、本町の産業や住民生活に密接に関わる道路として町道が整備されています。

高速道路、高規格幹線道路については北海道横断自動車道網走線の小利別～北見間が着工しており、交通網の広域的な利用が見込まれています。

平成18年に約100年に渡り地域の重要な移動手段として位置づけられていた鉄路が廃線となったあとは、道路網が唯一の交通手段であり、道路網の充実が住民生活の利便性や地域産業の発展、新たな企業の誘致には欠かせない重要な要件であり、特に、十勝・網走地方の中継点に位置する本町では、人や経済が交流する町として重要な役割を担います。

町外を結ぶ交通網の充実を図ると共に、道路周辺景観の緑化や人に配慮した道路整備や案内施設・交通安全施設の整備を進め、車にとっても、歩く人にとっても快適な道路整備が求められています。

また、高齢化が進む本町ですが、高齢者や足の不自由な人でも安心して外出できるような道路整備が求められています。

〈基本方針〉

町全体の要望として、誰もが利用しやすい高規格道路や国道・道道の整備を積極的に要望すると共に、これらの道路に接続する町道の整備を進め、機能的な交通体系の確立を図ります。また、沿道の景観や交通弱者に配慮し、高齢者や障がい者、子どもにとって安心して歩ける環境づくりにも力を注いでいきます。

〈主な施策〉

①幹線道路網の整備促進

- ・ 北海道横断自動車道早期建設促進

オホーツク圏・十勝圏・道央圏のアクセス向上に向けた北海道横断自動車道の早期完成や利便性の向上を求め、国や東日本高速道路株式会社への要望活動を行います。

- ・ 国道・道道の整備促進

国道や道道における安全の確保のために、急カーブや急勾配などの解消に向けた働きかけを行います。

- ・ 冬の交通の確保

現在の国道・道道における除雪体制の維持を求めます。

②町道などの整備

- ・ 町道の計画的な整備

産業の基盤づくりや、町民の安定した暮らしのための道路整備を計画的に進めます。

また、案内標識や歩道等の整備においては誰もが利用しやすいものとします。

- ・ 町道の適切な維持管理

日ごろの道路パトロールにより、町民が安心して利用できる道路環境の維持に努めます。また、適切な維持管理により道路等の長寿命化を図り財政面での負担を抑制します。

- ・ 町民との協働による道路維持

道路の除排雪や草刈など住民生活と密着した業務について、町民や自治会等と協働した取り組みを検討します。

③道路景観の整備

- ・ 自然景観や景観形成基準に基づいた道路整備を進めます。また、町道をはじめ国道・道道における花壇整備や街路樹の整備を、町民との協働した取り組みとして積極的に推進します。

政 策	施 策	
2 利便性を高める 交通と情報	(1) 道路網の整備	Ⅲ-2-(1)
	(2) 交通の確保	Ⅲ-2-(2)
	(3) 情報ネットワークの整備	Ⅲ-2-(3)

交通の確保

担当課：総務課

連携課：

〈現状と課題〉

平成18年に北海道ちほく高原鉄道が廃止となったあと、代替バスとして帯広方面に十勝バス、北見方面に北見バスが公共交通機関として運行しています。

自家用車の普及や人口の減少・少子化などで地方と都市を結ぶ公共交通の運営は大変きびしい状況にある一方、高校生や高齢者などにとっては唯一の公共交通機関として、通学や、通院などの日常生活において、欠くことのできないものとなっており、今後においても安定した運行が継続されるよう対策を講じる必要があります。

また、町内における移動においては、スクールバスを利用した輸送を行っていますが、引き続き運行を続けると共に、利便性の向上に努める必要があります。

〈基本方針〉

公共交通機関の確保と利便性、快適性の向上に努めます。また、町内運行するスクールバスに関しては、少子・高齢化など利用者環境の変化に対応した柔軟な運行を図っていきます。

〈主な施策〉

①公共交通機関の確保

- ・ バス事業者との連携

バス事業者と連携し、路線経営の安定と確保を図ります。また、沿線自治体との連携による利用促進の取り組みを実施します。

- ・ 町有バスの利便性の向上

スクールバスを利用した町内のバス運行の適正運行を図ります。

- ・ 地域との連携

交通弱者の足を確保するために町有バスの運行のほかに、地域住民と連携した輸送環境整備の検討をします。

②陸別町地域交通推進会議

- ・ 公共交通機関の利用促進により、安定的な運行と利便性の向上を図るために、町民による検討や取り組みを行います。また、地域の交通に対する要望や不安を聴取し、改善に向けた検討の場としての機能を高め、唯一の公共交通としての、バス利用を促進します。



政 策	施 策	
2 利便性を高める 交通と情報	(1) 道路網の整備	Ⅲ-2-(1)
	(2) 交通の確保	Ⅲ-2-(2)
	(3) 情報ネットワークの整備	Ⅲ-2-(3)

情報ネットワークの整備

担当課：町民課

連携課：総務課・保健福祉センター・産業振興課・教育委員会

〈現状および課題〉

光ファイバーなどの高速通信網の整備、携帯電話の普及、地上デジタルテレビ放送など、急速に高度情報化が進んでいます。これらの情報通信手段は住民生活のあらゆる分野に浸透し、産業の振興や暮らしの向上に寄与しています。また、インターネットをはじめとする高度情報化の進展は、町外への情報発信や、町民と行政のコミュニケーションなどの、新たな情報手段としての活用が高まっています。

平成23年7月に地上アナログ放送が終了し、地上デジタル放送に移行することとなるテレビ放送については、難視聴地域の解消に向けた迅速な取り組みが必要となっています。

また、陸別町内における携帯電話の不感地域は、市街地以外の地域で存在し、その解消については、農業・林業を基幹産業としている我町にとって大きな課題となっています。

情報通信技術は、日々進歩しておりますが、都市部に比べて地方における基盤整備が遅れている状況があります。

本町において、情報網の整備を進めると共に、時代に対応した新たな情報手段の取り組みを進めるための情報収集や、国や事業者等に対する要望を進める必要があります。

〈基本方針〉

高速通信網の整備や、活発な情報通信の利活用など、地域情報化を促進すると共に、行政の情報化を推進し、誰もが情報を享受でき、活発な情報発信・交流ができるまちづくりを目指します。

〈主な施策〉

①地域情報網の整備

・ 高速通信網の整備促進

光ファイバーなど高速通信網の整備を促進し、情報通信過疎地域の解消を図ります。

・ 地上デジタルテレビ普及促進

平成23年7月から地上デジタル放送へ完全移行されるテレビ放送についての周知の徹底と難視聴地域の解消を図ります。

・ 携帯電話不感地域の解消

携帯電話の不感地域の解消について、携帯電話事業者と連携した取り組みを実施します。

②高度情報化への対応

・ 情報通信の活用

観光振興やまちづくり活動にインターネットなどの情報通信手段の有効活用を図ります。

・ 情報通信の利用にかかる教室の開催

多くの町民が便利な高度情報通信を利用できるように教室の開催や体験機会づくりを図ります。

・ インターネットの適正利用のための教育の充実

小・中学校におけるインターネットの安全な利用に対する教育の充実を図ります。

③行政情報化の推進

・ ホームページの活用

町民の行政情報の入手、活用を促進するために、町ホームページの有効活用を図ります。また、誰にでもわかりやすいホームページづくりに努めます。

・ 電子化による住民サービスと事務処理効率の向上

住民サービスの向上と事務処理効率の向上のため、戸籍情報などの電算化や電子申請システム・税の電子申告システムに対応した手続きの拡充などの検討を行います。

・ 安全対策の推進

安全かつ円滑に情報システムを利用・運用するため、情報セキュリティ対策を推進します。

政 策	施 策	
3 町民の安全・安心な暮らしの確保	(1) 災害防止対策の推進	Ⅲ-3-(1)
	(2) 消防・救急体制の充実	Ⅲ-3-(2)
	(3) 交通安全・防犯体制の推進	Ⅲ-3-(3)
	(4) 消費者対策の充実	Ⅲ-3-(4)
	(5) 冬季生活の向上	Ⅲ-3-(5)

災害防止対策の推進

担当課：総務課

連携課：保健福祉センター・産業振興課・建設課・教育委員会

〈現状および課題〉

森林や河川など自然環境に囲まれた本町ですが、たびたび大雨などにより発生する河川災害などから町民の生命・財産を守る必要があります。

近年は、地球規模の気象状況の変動により、今までに経験したことのない、突発的な大雨や台風並みの低気圧による大雪が発生しており、特に冬期間に発生した災害による被害は大変大きくなることが予想されることから、日ごろから災害に対する備えをこころがける必要があります。

本町では「陸別町地域防災計画」を策定し、各種の災害防止と災害応急対策、災害復旧などの諸活動推進に努めていますが、今後も自主的な防災の取り組みや組織づくりなどをすすめ、避難所の整備や災害時の対応などに対する町民への啓発、防災意識の向上などの取り組みの強化を図る必要があります。

〈基本方針〉

安全上必要な河川改修の取り組みを進めると共に、森林の公益機能を強化し、災害が発生しにくい環境づくりを進めます。また、災害時に備えた防災訓練の充実や連絡体制の強化など、地域が一体となって進めるほか、広域による防災体制を整えていきます。

〈主な施策〉

①災害に強いまちづくり

・ 河川や道路の点検・改修

大雨等で被害が予想される河川などを事前に把握し安全対策を講じるために、日ごろからパトロールを実施します。また、北海道管理の河川については、安全対策等について、必要に応じて要望していきます。

・ 森林の公益機能の強化推進

森林の治水に対する役割を強化するために、町有林の適正な管理と民有林の整備促進をします。

・ 耐震化促進

災害時の避難場所となる公共施設の耐震化を進めると共に、町民が所有する住宅や建物の耐震診断や耐震化に向けた啓発活動を推進します。

・ 災害時のライフラインの維持

災害時の道路や電気・水道などのライフラインの迅速な復旧のために、民間の事業者との連携を図ります。

②防災意識の向上

・ 防災訓練の実施

定期的な防災訓練の実施や情報提供により町民の防災意識の向上を図ります。

・ 防災教育の充実

小・中学校や保育所における子どもたちへの防災教育を充実させ、防災意識の向上を図ります。

③防災体制の強化

・ 地域における防災体制の推進

災害時に行政と町民が担う責任と役割を明確にし、避難や早期復旧に対する迅速な対応のための体制整備の推進と、自主防災体制の構築に向け、関係機関との協議を進めます。

・ 高齢者・障がい者の支援

高齢者や障がいのある人など、地域における要援護世帯の把握に努め、安否確認や避難支援体制を整えます。

・ 町民に対する災害情報の提供

災害発生を迅速に町民に伝えるための手段の充実を図ります。

・ 陸別町地域防災計画・陸別町国民保護計画

時代にあった防災活動や町民の財産や生命の保護を図るため、随時、地域防災計画・国民保護計画の見直しを行います。

政 策	施 策	
3 町民の安全・安心な暮らしの確保	(1) 災害防止対策の推進	Ⅲ-3-(1)
	(2) 消防・救急体制の充実	Ⅲ-3-(2)
	(3) 交通安全・防犯体制の推進	Ⅲ-3-(3)
	(4) 消費者対策の充実	Ⅲ-3-(4)
	(5) 冬季生活の向上	Ⅲ-3-(5)

消防・救急体制の充実

担当課：消防署

連携課：総務課・保健福祉センター・産業振興課

〈現状および課題〉

町民の生命や財産を火災から守ると共に、事故などによる負傷や急病に迅速に対応できる体制の整備が求められています。

本町においては、林野火災と農業施設の火災が多く発生していますが、生命に関わるような重大な住宅火災の発生事例もあり、被害を最小限に抑えるため、町民の防火意識の向上や消防体制の充実など、火災に備えた取り組みを進める必要があります。

また、本町の高齢化に伴い救急出動件数が増加傾向にあり、救急体制の向上や町民の救急対応の知識の向上を図る必要があります。

今後の救急体制については、救急無線のデジタル化に向けた広域的な取り組みを進めると共に、現在話し合いが進められている、十勝の消防行政一元化によって地域消防力を低下させることなく、効率的な運営が出来るよう進めていく必要があります。

また、人材の育成や救急車両・救急機材などの計画的な整備・更新を進め、さらに、消防活動において重要な役割を担う、消防団組織の充実についての取り組みを進める必要があります。

〈基本方針〉

職員・消防団員の技術向上や消防装備の充実など、時代に対応した消防体制の整備を図ります。救急・救助業務に関しては、救急救命士の採用・養成や広域的な搬送体制の充実、町民への応急処置の知識普及に努め、より迅速な救急体制づくりに努めていきます。また、高齢者世帯の増加に対応した救急体制の強化も行っていきます。

〈主な施策〉

①消防体制の強化・充実

- ・ 消防施設・機器等の整備促進

消防署や水利施設・車輛・機器などの消防施設等の計画的な更新や整備を進めます。

- ・ 職員・消防団員の技術の向上

技術の向上により消防力の向上を図ります。

- ・ 消防団組織の充実

消防団員の確保や教育訓練の実施などにより消防団活動の充実を図ります。

- ・ 自主防災活動の支援

町民自ら行う初期消火や救出、救護に必要な知識や意識の普及、防災訓練の実施など自主防災活動の指導などの支援を行い、地域防災力の強化を図ります。

- ・ 広域的な消防活動の検討

十勝管内自治体〈事務組合〉と連携した消防組織の運営を検討します。

②予防の推進

- ・ 防火意識の向上

町民の防火意識の向上を図ると共に、家庭や事業所等における火災への備えなどの防火の取り組みの啓発を行います。また、火災予防等に関する相談を実施します。

- ・ 火災予防に対する取り組み強化

防火対象物などの立ち入り検査の実施や指導強化を図ります。また避難訓練・消火訓練の実施に対しての支援・協力を行います。

- ・ 防火対策

住宅用火災警報器の設置や、火災になりにくい家づくりに対する情報提供や普及啓発を実施すると共に、巡回体制を強化します。

- ・ 高齢者・障がい者の支援

高齢者や障がい者など、地域における要援護世帯の把握に努め、防火施設の確認や火災予防の普及を推進します。

③救急・救助業務の充実強化

- ・ 応急手当の普及

救急車が到着するまでの応急手当の普及啓発を行います。また、公共施設や民間企業などにAED〈自動体外除細動器〉普及の促進をします。

- ・ 救急救助体制の強化

救急車の更新や救急救命士の人材の育成など、計画的に救急救助体制の強化に努めます。また、医療機関との連携を強化します。

政 策	施 策	
3 町民の安全・安心な暮らしの確保	(1) 災害防止対策の推進	Ⅲ-3-(1)
	(2) 消防・救急体制の充実	Ⅲ-3-(2)
	(3) 交通安全・防犯体制の推進	Ⅲ-3-(3)
	(4) 消費者対策の充実	Ⅲ-3-(4)
	(5) 冬季生活の向上	Ⅲ-3-(5)

交通安全・防犯体制の推進

担当課：総務課

連携課：保健福祉センター・建設課・教育委員会

〈現状および課題〉

本町における死亡交通事故は、平成9年7月14日の発生以来、平成21年11月8日現在で4500日の間発生しておりません。車主体の生活行動の浸透や、道路網の整備が進むにつれ、交通量の増加や、高齢者による運転機会が増えてきます。お互いが、交通事故の被害者・加害者にならないように、日ごろから交通安全に対する意識を高め、町民が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めることが大切です。

また、社会環境の悪化や情報の氾濫などによる犯罪の広域化、低年齢化、悪質化など、青少年を取巻く環境も大きな社会問題となっています。安心して暮らすためにも、交通事故や犯罪を未然に防ぐことが必要です。

〈基本方針〉

町民が一体となった交通安全への取り組みや防犯活動の取り組みを進めます。また、意識向上のための啓発活動を実施します。



交通安全町民の集い

〈主な施策〉

①交通安全意識の啓発

- ・交通安全町民の集い、交通安全教室の開催

交通安全町民の集いや交通安全教室など、多くの機会を活用した交通安全意識の高揚を図ります。

- ・陸別町交通安全協会への支援

町民の交通安全に関する取り組みを関係機関との連携により実施します。

- ・交通安全に対する指導の強化

道路交通の安全のため、交通安全指導員を設置し、指導体制の強化を図ります。また、町内を通過する車両に対する安全運転の啓発を実施します。

②交通安全環境の整備

- ・交通安全施設の整備

交通規制標識・夜間照明・信号機の積極的な設置・設置要請や警戒看板の設置により交通の安全を確保します。

- ・歩行者の安全確保

学校周辺や通学路などにおける交通標識や信号機の設置、また、高齢者や障がい者・健常者を問わず、誰もが安心して歩行できる環境をつくれます。

- ・市街地における駐車場の整備

安全な交通を確保するため、市街地における公共駐車場を適正に配置し、路上駐車解消を図ります。

③防犯対策の推進

- ・防犯活動の推進

活動団体や関係機関との連携により、防犯に関する学習機会や情報の提供を進めます。また、防犯意識の向上や地域住民の自主的な活動を支援します。

- ・防犯施設の整備

防犯灯の適正設置を進めます。また、防犯に配慮した生活環境の整備を進めます。

- ・子どもの安全

子どもを犯罪等から守るために、地域住民と連携した犯罪防止の取り組みを進めます。

政 策	施 策	
3 町民の安全・安心な暮らしの確保	(1) 災害防止対策の推進	Ⅲ-3-(1)
	(2) 消防・救急体制の充実	Ⅲ-3-(2)
	(3) 交通安全・防犯体制の推進	Ⅲ-3-(3)
	(4) 消費者対策の充実	Ⅲ-3-(4)
	(5) 冬季生活の向上	Ⅲ-3-(5)

消費者対策の充実

担当課：産業振興課

連携課：町民課・保健福祉センター・教育委員会

〈現状および課題〉

平成21年に、消費者庁が消費者の安全・安心な消費生活実現のために創設されました。

しかしながら、インターネットの普及により消費形態の多様化が進む中、これらの変化の中で、様々な消費生活に関するトラブルが絶えない状況は依然として続いています。

当町においては、高齢者を狙った悪徳業者による被害がでており、表面化していない事例を含めると、その数は相当数に上ることが予想され、高齢化が進む今後においては更に増える恐れがあります。

こうした中、本町では消費活動に関する自主グループ「りくべつくらし塾」を組織して、学習をする他、消費被害の事前防止のための啓発活動や情報交換を行っています。

また、月一回、消費生活専門相談員を招き、消費者相談窓口を開設し、相談業務を実施しています。

今後もより一層多様化、複雑化が予想される消費形態ですが、町民が安全に消費活動できるよう情報の提供や消費者教育の推進、相談体制の充実を図ります。

〈基本方針〉

学校教育・生涯教育における消費者教育・啓発の充実や消費生活相談の充実などにより、消費者被害の未然防止に努めます。

〈主な施策〉

①消費者教育・啓発の推進

・消費者教育の実施

安全で安心な消費生活の実現のため、年代にあった消費者教育を実施します。

・情報提供と啓発活動

消費者問題に関する情報や被害時の対処法など情報提供を行います。また、被害にあわないための啓発活動を強化します。

②相談体制の充実

・北海道消費生活センターや警察などと連携を強化し、消費者問題に対し、迅速な対応が取れるよう、相談窓口の充実を図ります。

③商品の安全

・製品事故等に関する情報の提供を行います。



消費者教室

政 策	施 策	
3 町民の安全・安心な暮らしの確保	(1) 災害防止対策の推進	Ⅲ-3-(1)
	(2) 消防・救急体制の充実	Ⅲ-3-(2)
	(3) 交通安全・防犯体制の推進	Ⅲ-3-(3)
	(4) 消費者対策の充実	Ⅲ-3-(4)
	(5) 冬季生活の向上	Ⅲ-3-(5)

冬季生活の向上

担当課：建設課

連携課：総務課・保健福祉センター・産業振興課

〈現状および課題〉

日本一寒い町である本町において、きびしい冬の生活を快適に暮らすには、寒冷地に対応した住宅環境の充実は重要です。

また、車社会である北海道において早期除雪による道路通行の確保は、安心して日常生活を送る上で重要ですが、生活様式の多様化や流通の高速化により除雪・排雪への住民ニーズは年々高まっており、より一層除排雪対策を充実させ、安全な道路の確保に努める必要があります。

さらに、日本一のしばれを活用した技術を住民生活に浸透させ、より快適な暮らしの実現に努めていくことが必要です。

〈基本方針〉

早期除雪や排雪場所の確保、冬期間の安全な通行を確保すると共に、軒先や玄関先など身近な住環境の除雪や高齢者世帯への対応など、町民による積極的な活動を促していきます。

〈主な施策〉

①除排雪対策の推進

・関係機関との連携

計画的な除雪実施のために産業・経済界や学校などの関係機関と連携して、効率的で迅速な除排雪体制を整えます。また、国・道などの道路管理者との連携・調整を行います。

・除雪車などの雪寒機械の整備

除雪車などの雪寒機械の整備の計画的な更新を行います。

・高齢者世帯などに対する地域ぐるみによる支援の推進

高齢者世帯などの要支援世帯に対する支援体制づくりを町民の皆さんとの協働により検討を行います。

②寒冷地向け住宅の普及

- ・陸別町の寒冷な気候に適応した住宅の建設やリフォームに対する相談や指導の体制を整えます。また、省エネルギーに対応した住宅の建設を推進します。

③寒さを活かしたまちづくり

- ・寒さを活かしたまちづくりに向けて、しばれフェスティバルなどのイベントを実施し、寒さならではの観光振興を進めます。また、しばれ技術開発研究所による寒さを利用した技術の開発などの支援を積極的に進めると共に、陸別町の気候を有効活用できる企業の誘致を進めます。

MEMO
